



「夜、具合が悪くなったら病院へ」
この当たり前が、当たり前ではなくなる…

このまちの救急医療を考える

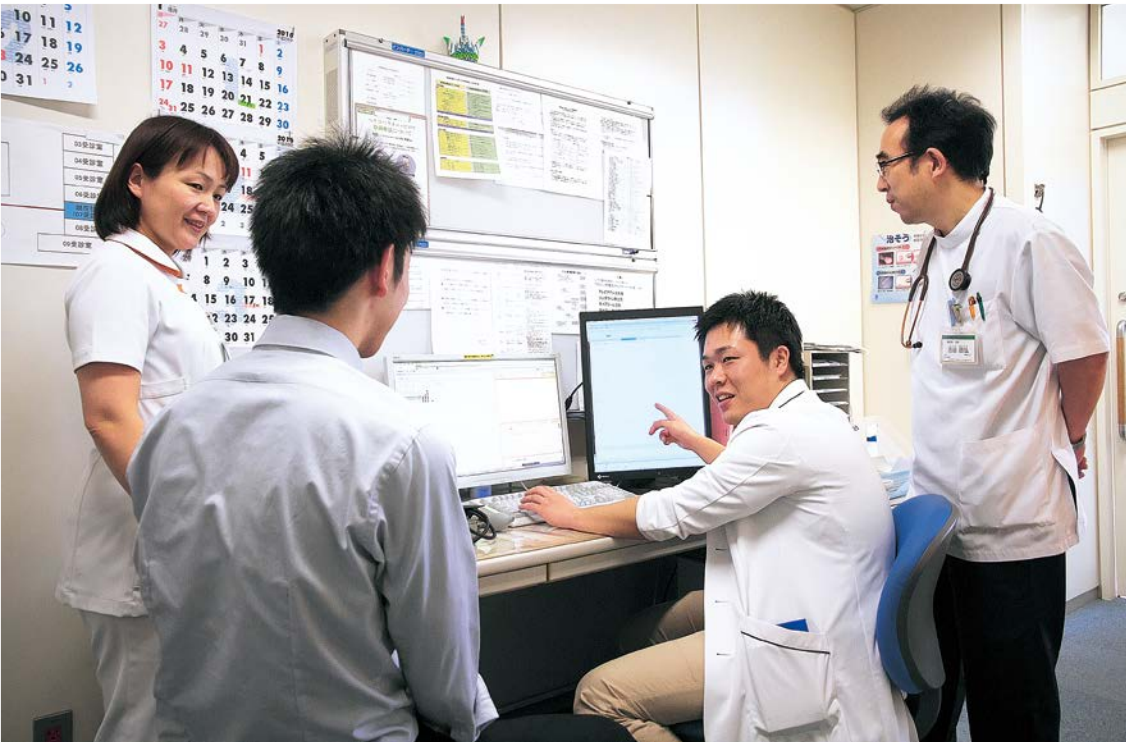
▼健康課 ☎23-3515

「夕 方熱っぽく、体温を測ってみたら、38・8℃。もう診療所は閉まっているし…」

そんな時、頼りになるのは在宅当番医制。平日は午後9時まで、休日とも午後5時まで診てくれます。

また、渥美病院は365日24時間救急患者を受け入れています。この本市の救急医療が危機にあることを皆さんはご存じですか。

今回は、地域医療のうち、特に救急医療について、本市の現状を知り、正しい医師のかかり方について、考えてみましょう。



①一次救急医療を支える在宅当番医制

在宅当番医制とは、平日夜間と休日を田原市医師会に所属する医師が輪番で診療を担当する制度です。

これは、一次救急医療という比較的症状の軽い救急患者に対応しています。

本市の医師や看護師の数は、全国平均の約2分の1と大変厳しい状況です。夜間や休日に当番医を勤める医師は、内科系で18名。平均年齢は64歳、中には当番医が免除される年齢の75歳を超えても診療している医師もいます。医師は、昼間の診療を終えてから、夜間診療などにあたります。翌日は通常の診療があり、医療従事者が疲弊しているのが現実です。

市民の方から、「なぜ休日夜間診療所がないの?」「具合の悪い子どもを連れて、豊橋まで行くのは大変!」という声を聞きます。

いつでも対応できるのが理想ですが、医療は限られた資源です。医師会や行政だけでなく、市民一人一人がこの問題に真剣に向き合わなければならない時期に来ているのです。

②二次救急医療としての渥美病院

二次救急医療とは、一次救急では診られない症状の重い患者に対応しています。が、「仕事を休めない」など自分の都合や心配から、軽い症状で病院の救急外来を訪れる、いわゆる「コンビニ受診」が社会的に問題になっています。渥美病院も例外ではなく、こうしたことが重なる、救急外来が混み合い、命に関わるような重症者の対応に影響する恐れがあります。

また、通常の診療時間に来られる人まで夜間に受診すると、医療従事者が疲弊し、救急医療体制の維持が難しくなるかもしれません。